

## 札幌市内で製造された漬物による腸管出血性大腸菌O157食中毒について

### 1 概要

- 平成24年8月7日(火)夕方、苫小牧市内の医療機関から、介護保険サービス事業所等（以下、「事業所」という。）の入居者が腹痛、下痢、血便等の症状を呈し受診している旨、苫小牧保健所に連絡があった。  
調査の結果、道立保健所管内5ヶ所及び札幌市内6ヶ所の事業所において、同様の症状を呈する有症者が発生していることが判明した。
- これを受け、同日から道及び札幌市において、この事業所に対し、有症者等の検便、健康調査及び食材の調査等を実施したところ、疑いのある食品が判明した。
- 8月11日(土)、本食品の製造者(岩井食品)は、全自社製品の製造販売の自粛と自主回収を行った。
- 8月14日(火)には、札幌市の検査により、同市管内の事業所が保存していた「白菜きりづけ」から腸管出血性大腸菌O157が検出されるとともに、道立衛生研究所の検査により、当該食品由来の同菌と患者便由来の同菌の遺伝子パターンが一致したことなどから、同市は、本事案を、市内の製造施設で製造された白菜きりづけを原因食品とする腸管出血性大腸菌O157食中毒と断定した。

### 2 原因食品

- 製造者：有限会社 岩井食品 代表取締役 岩井 憲雄  
(札幌市西区八軒2条東5丁目3-6)
- 商品：8月2日、3日及び4日消費期限の「白菜きりづけ」
- 販売先：有症者が発生した11事業所のほか、札幌市内35施設及び道立保健所管内12施設のスーパー、ホテル等  
※ 札幌市は当該製造者に対し、8月14日付けで営業禁止を命じた。

### 3 有症者数等（9月6日(木)正午現在の延べ数）

	施設数	入所者数	有症者数	入院者数	死亡者数
事業所関係	11	585	106	87	6
流通品関係			54	34	1
合計	11	585	160	121	7

### 4 これまでの対応

道では、札幌市と情報共有を図るなど連携しながら次のとおり対応している。

- (1) 8月7日(火)以降、二次感染対策として、関係施設に対し、手洗いの励行及び消毒等清潔保持の徹底を指導するとともに、入居者等に対する健康確認を実施している。
- (2) 8月14日(火)、当該食品のスーパー等への出荷が判明したことから、各道立保健所等において販売状況を確認するとともに、同日から購入者等の健康被害に関する相談に応じている。
- (3) 8月16日(木)、文書「腸管出血性大腸菌による食中毒及び感染症の予防について」により、各(総合)振興局及び関係団体等に通知し、腸管出血性大腸菌による食中毒及び感染症の予防対策の周知、注意喚起を図った。
- (4) 8月20日(月)から30日(木)まで、道立保健所管内の漬物製造施設(388施設(うち浅漬け製造施設は116施設))について立入検査を実施し、衛生管理の徹底を図った。
  - ・浅漬け製造施設116施設のうち115施設に対し、自主検査の実施、記録の作成・保存などについて指導を実施
  - ・殺菌を実施していない85施設の浅漬製造施設に対し、殺菌の実施を指導
- (5) 8月29日(水)、国から浅漬製造施設に対する立入調査について依頼があった。
- (6) 8月27日(月)及び9月6日(木)、札幌市とのO157食中毒合同対策会議を開催し、情報の共有化や連携した対策の実施などについて協議を行った。